

第4編 管材料調達

第4編 管材料調達

第1章 総 則

第1節 総 則

1. 受注者において、配水管工事にかかる水道用ダクティル鑄鉄管(接合材料を含む)、水道用ダクティル鑄鉄異形管(接合材料を含む)等の配管材料及び弁・栓類並びに弁室築造材料(以下、「配管材料」という。)を調達するときは、的確な試験掘りと配管計画を行い、工事の進捗に併せて材料に不足が生じないように調達しなければならない。
2. 万一、余剰材料が生じても、本市はその責任を負わないものとする。
3. 工事において発生した使用残管(切管)は、本市の他工事等で使用してはならない。

第2章 配管材料管理

第1節 配管材料の管理

2-1-1 管路資材管理責任者

1. 受注者は、配管材料の調達を伴う配水管工事においては、配管材料の管理、並びに使用残管の処分を適正に行うことを目的とした管路資材管理責任者を配置しなければならない。
2. 受注者は、契約後速やかに管路資材管理責任者を、「管路資材管理責任者選任通知書及び管路資材保管場所届出書」（第7編 様式-43）により本市に通知しなければならない。
3. 管路資材管理責任者は、配管材料の使用計画及び在庫管理、使用残管等の発成品の管理等について責任をもって行うものとする。
4. 管路資材管理責任者は、監理技術者、主任技術者又は現場代理人と兼任できるものとする。

2-1-2 配管材料管理

1. 受注者は、使用する配管材料の保管場所を明確にしなければならない。
2. 配管材料の管理に当たっては、その機能を損なわないようゴム類や内面エポキシ樹脂粉体塗装面に直射日光を当てないようにするとともに、管類の端部を遮蔽する等、保管方法に十分留意しなければならない。
3. 受注者は、材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、下記のとおり配積し、これを保管しなければならない。

（配積方法）

- ①管の下には材木を敷く。
- ②受口と挿し口を交互にして積み、受口部で隣の管を傷つけないようにする。
- ③両端には、必ず歯止めをする。

2-1-3 使用残管の処分

1. 受注者は、工事で発生した使用残管（切管）を本市の他工事で使用することなく、受注者の責任において処分し、「不用品処分報告書」（第7編 様式-34）をその都度、監督員に提出しなければならない。
2. 使用残管の処分に当たっては、別途作成する変形使用明細書に記載の記号を、処分する使用残管ごとにペンキ等で明示しなければならない。

第2節 配管材料の調達

2-2-1 配管材料の調達

配管材料は、第1編第2章第3節2-3-3 1第1項 配水管材料に基づき、調達しなければならない。

2-2-2 使用材料承諾願

配管材料の使用に当たっては、「使用材料承諾願」（第7編 様式-23）に、「管路資材使用承諾品一覧表」（第7編 様式-44）を添付して、本市に提出し承諾を得なければならない。

2-2-3 管路資材使用計画書

本工事の試験掘結果に基づき、実施予定配管図及び「管路資材使用計画書・立会検査願品目一覧表」(第7編 様式-45)を作成し、配管材料購入前に本市に提出しなければならない。

2-2-4 購入材料

1. 購入材料は、納品書(写し)を提出し、監督員の承認を得なければならない。
また、大阪市水道局調達用配管材料仕様書第2編の各表において、検査機関を(社)日本水道協会としている購入材料は、先の納品書(写し)と併せて、(社)日本水道協会による検査に合格した製品であることを製造会社が証明する書面(以下、受検証明書という)を提出し、監督員の確認を得なければならない。
2. 大阪市水道局調達用配管材料仕様書第2編の各表において、検査機関を(社)日本水道協会としている購入材料の使用有効期限は、検査年月の当月1日から3年間とする。ただし、水密性に関するゴム輪、バックアップリング等の有効期限は1年間とする(水密性に関係しないロックリング芯出し用ゴム、ライナ用芯出し等の有効期限は3年間とする)。
3. 本市が承認した資材供給者が外注委託により、本市が承認していない別会社で材料を製造し(社)日本水道協会の検査を受検している場合で、受検証明書の発行者名が本市承認資材供給者と異なる場合は、外注委託の関係が分かる外注委託契約書もしくは製造会社証明書等を添付しなければならない。

2-2-5 在庫品

1. 受注者が保有している在庫品は、検査年月から一定期間(水密性に関するゴム輪、バックアップリング等は1年、その他は3年(水密性に関係しないロックリング芯出し用ゴム、ライナ用芯出しゴム等を含む))を経過していない配管材料のみ使用できるものとする。ただし、直管を变形(切管)したものは、使用できないものとする。なお、監督員から請求があった場合は、使用しようとする配管材料の、購入時の納品書(写し)及び受検証明書(写し)を提出しなければならない。
2. 検査年月から一定期間を経過した配管材料は、(社)日本水道協会の再検査を受け、受検証明書を提出しなければならない。
3. 一定期間経過していない配管材料においても、本市による確認検査の際、再検査を指示したときは、(社)日本水道協会の再検査を受け、その受検証明書を提出しなければならない。

第3章 写真撮影

第1節 写真撮影

3-1-1 管路資材納品

1. 納品時ごとに納品中の風景（全景）を納品数量が確認できるように写真撮影しなければならない。
2. 写真撮影に際しては、表示されている（社）日本水道協会検査済印及び鑄出しマーク（管厚・接合形式・製造年・製造メーカ）が判読できる撮影を1品目につき1枚以上撮影しなければならない。

3-1-2 在庫品

1. 使用する配管材料が確認できるように撮影しなければならない。
2. 保管している場所が判別できるように背景を入れて、撮影しなければならない。

3-1-3 管路資材現場搬入状況

1. 現場搬入状況（（例）トラック荷台に積載している状態等）を1作業日あたり1回以上撮影しなければならない。
2. 配管作業時に、配管材料に表示されている（社）日本水道協会検査済印及び鑄出しマーク（管厚・接合形式・製造年・製造メーカ）が判読できる写真を、1作業日あたり1回以上撮影しなければならない。
3. 写真撮影時には、掲示板に必要事項を記入し、撮影しなければならない。

3-1-4 配管材料使用状況

管据付け後（埋戻し前）の配管状況が確認できる全景写真（背景を入れること）を、第6編 表3-3 撮影箇所一覧表 における管布設工に関連する項目の規定に従い撮影しなければならない。

異形管の使用箇所については、掲示板に配管図を記入して撮影するとともに、使用場所が特定できるように留意しなければならない。

3-1-5 使用残管処分

処分する使用残管（切管）は、スケール等を当て、本数、延長が確認できるように写真を撮影しなければならない。

第2節 写真の提出

配管材料使用状況の写真は、撮影漏れがないようにするとともに、旬報提出時に併せて提出しなければならない。また、本市が必要に応じ、写真の提出を求めた場合には、速やかに提出しなければならない。

第4章 配管材料検査

第1節 配管材料検査

4-1-1 一般事項

検査は、書類による検査（納入伝票の確認、受検証明書の確認、配管材料納入写真の確認等）と施工現場等における現品検査（保管場所における検査刻印、外面塗装、内面塗装、保管状況等検査を含む）を行うものとする。

4-1-2 配管材料確認

本市が配管材料確認を行う際には、管路資材管理責任者が必ず立ち会わなければならない。また、受注者は配管材料を確認するまでに、次の事項について提出、報告しなければならない。

1. 受注者は、配管材料を購入する販売店から、大阪市水道局調達用配管材料仕様書の規定に適合する材料を受注者に販売予定であることを証明する「管路資材販売予定書」を受領し、提出しなければならない。
2. 受注者は配管材料の全品について、納入写真、納入伝票及び「立会検査願品目一覧表」（第7編 様式-45）を提出しなければならない。
3. 在庫品の確認の際には、在庫品全数を確認できるよう、新規に購入した配管材料と在庫品が明確にわかるように区分しておかななければならない。
4. 受注者は、材料保管場所に配管材料を搬入する場合、その日時を本市に事前に報告しなければならない。

第5章 配管材料使用報告

第1節 材料使用数量計算書及び施工配管図による報告

材料使用明細書作成前には、使用した配管材料について、全ての管布設工事完了後、10日以内に「材料使用数量計算書」（第7編 様式-47）及び施工配管図を作成・提出し、本市の確認を得なければならない。